

## WEB総振規定（BA-PLUS用）

本規定は、PayPay銀行株式会社（以下「当社」）が法人または営業性個人向けに提供する普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT口座とSOHO ACCOUNT口座を含みます）の利用者であり、かつ、BA-PLUSの設定者に対し、BA-PLUSに付随して提供する「WEB総振」に関する事項を定めます。

### 第1条（定義）

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「WEB総振」とは、当社がBA-PLUSを利用するお客さまに対して提供する、複数の振込処理を一括依頼するためのサービスをいいます。
- (2) 「支払指定口座」とは、WEB総振の利用にあたり、振込資金および振込手数料の引き落とし口座として指定された口座をいいます。
- (3) 「振込指定口座」とは、WEB総振に係る振込依頼において振込先として指定された口座をいいます。
- (4) 「振込依頼明細データ」とは、WEB総振に係る振込依頼に際して作成された当社所定の形式による振込依頼の明細データをいいます。
- (5) 「振込手数料」とは振込を実行する際の対価として、別途当社が定める手数料をいいます。
- (6) 「サービス利用料」とは、WEB総振を利用する対価として、別途当社が定める利用料をいいます。
- (7) 「振込承認」とは、振込依頼明細データに不備のないことを確認したうえで、振込依頼明細データに係る振込手続の承認をいいます。

### 第2条（適用）

1. 本規定は、「預金口座取引一般規定」（以下「一般規定」といいます）、「BUSINESS ACCOUNT規定」（以下「BA規定」といいます）、「SOHO ACCOUNT規定」（以下「SOHO規定」といいます）および「BA-PLUS規定」に付帯し、本規定に定めのない事項については、一般規定、BA規定、SOHO規定およびBA-PLUS規定が適用されるものとします。なお、WEB総振に関する事項について、本規定の定めが一般規定、BA規定、SOHO規定またはBA-PLUS規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。
2. BA-PLUS規定第1条各号に定める用語の定義は、本規定においても適用されるものとします。

### 第3条（利用申込）

1. 管理者または承認者が、当社所定の方法によりWEB総振の利用を申し込んだ場合、当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとします。
2. 当社が前項に定める利用申込を承諾した時をもって、管理者および利用者は、BA-PLUSの対象口座を、WEB総振の支払指定口座に指定することができるようになるものとします。

#### 第4条（振込指定口座）

WEB総振においては、当社の預金口座および当社が承認する金融機関の国内本支店の預金口座を振込指定口座に指定することができます。

#### 第5条（振込依頼）

1. WEB総振を利用した振り込みを依頼する場合、管理者または利用者（以下「データ作成者」といいます）は、当社所定の期日までに当社所定の方法により、振込依頼明細データを当社所定の宛先に送信するものとします。
2. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに不備があると判断した場合、当社所定の方法にて、遅滞なくその旨をデータ作成者に通知するものとします。データ作成者は、この通知の有無にかかわらず、WEB総振の取引画面にて振込依頼明細データの不備を確認した場合、当該不備を修正するものとします。
3. 管理者または承認者（以下「振込承認者」といいます）は、前項に定める当社からの通知の有無にかかわらず、振込依頼明細データの内容に不備のないことを確認したうえで、当社所定の振込承認時限までに当社所定の方法により、当該振込依頼明細データに係る振込承認を行うものとします。なお、振込承認者は、振込データの承認後、当社が振込処理に着手するまでの間に限り、当該振込承認を取り消すことができるものとします。
4. 振込承認者が前項の定めに従い当社所定の振込承認時限までに振込依頼明細データの承認を行わなかった場合、当該振込依頼明細データに係る振込依頼は取り消されたものとみなします。
5. WEB総振における振込依頼明細データ1送信あたりの振込依頼明細件数および1日あたりの振込依頼明細データ送信回数の上限は、別途当社の定めるとおりとします。

#### 第6条（振込処理）

1. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに示された振込依頼のうち、振込承認者による振込承認がなされたものについて遅滞なく振込処理を行い、お客さまは、当該振込手続に係る振込手数料を第10条に定めるサービス利用料とは別に支払うものとします。なお、振込資金や振込手数料（次項に定める振込手数料を除く）は、支払指定口座から引き落とす方法により支払うものとし、支払指定口座から振込資金や振込手数料の引き落としができなかった場合（支払指定口座の解約、差押などによる支払い停止等の場合も含みます）、当該振込依頼は取り消されたものとみなします。
2. 当社は、振込処理開始後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、取引画面にて速やかにその旨を振込承認者に通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金します。なお、当社は、当該振込依頼に係る振込指定口座が他行口座であった場合のみ、振込指定口座から振込手数料を引き落としのうえ申し受けます。
3. WEB総振における1回あたりおよび1日あたりの振込限度額は、別途当社の定めるとおりとします。

#### 第7条（組み戻し）

1. お客さまは、すでに実行した振り込みについて組み戻しを希望する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼するものとします。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできないことがあります。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとします。
2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とすものとします。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とすこととします。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は組み戻しを受け付けできない場合があります。

#### 第8条（振込記録等の閲覧等）

1. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、振込明細データの内容、WEB総振に係る振込処理状況および振込記録を閲覧することができます。
2. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、WEB総振に係る振込記録を当社所定の方法によりダウンロードすることができます。

#### 第9条（効果の帰属等）

管理者および利用者がWEB総振において行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切の責任を負いません。

#### 第10条（サービス利用料）

1. お客さまは、WEB総振利用の対価として、当社所定のサービス利用料を毎月支払うものとし、当社は、当社所定の期日までにオプションサービス手数料引落口座から翌月分のサービス利用料を引き落とすものとします。なお、サービス利用料は、申込月の翌々月分から発生するものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、お客さまがWEB総振を解除した後、改めてWEB総振の利用を申し込み（以下「再申込」といいます）、当社がこれを承諾した場合のサービス利用料は、再申込後、最初にWEB総振を利用した月から発生するものとします。この場合、当社は、お客さまが再申込後、WEB総振を最初に利用した月の末日までに当月分および翌月分のサービス利用料をオプションサービス手数料引落口座から引き落とし、翌月以降のサービス利用料については前項の定めに基づいて引き落とすのうえ、それぞれ申し受けるものとします。ただし、お客さまが再申込後、WEB総振を最初に利用した月のサービス利用料が再申込以前にすでに支払われている場合、当月分のサービス利用料を二重にいただくことはありません。
3. 当社は、サービス利用料の引き落としができなかった場合、ただちにWEB総振の提供を停止することができるものとします。

#### 第11条（WEB総振の取扱時間）

WEB総振の取扱時間は、原則として24時間365日とします。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りではありません。

#### 第12条（解除）

1. WEB総振の利用を終了する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法によりWEB総振解除の申し込みを行うものとします。ただし、振込依頼明細データの振込承認後、当該振込明細データに係る振込処理が完了していない場合は、解除の申し込みを行うことはできません。
2. 当社は、原則として前項に定める解除の申し込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもってWEB総振が解除されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでもWEB総振を解除できるものとします。
  - (1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき
  - (2) お客さまが、本規定の定めに従ったとき
  - (3) 理由の如何を問わず、お客さまのBA-PLUS の利用が終了したとき
  - (4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき
4. 当社は、本条に基づくWEB 総振の解除によりお客さまに生じた損害につき一切責任を負いません。

#### 第13条（サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、WEB 総振のサービス内容を変更できるものとします。
2. 当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、WEB 総振を中止または終了することができるものとします。

#### 第14条（免責）

当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因する損害について一切責任を負いません。

- (1) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき
- (3) 当社がWEB総振を変更、中止または終了したとき
- (4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき

#### 第15条（本規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。

3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

【2021年4月5日】